

令和6年第3回長与町議会臨時会会議録（第2号）

招集年月日 令和6年12月25日
本日の会議 令和6年12月26日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	3番 藤田明美議員
4番 岡田義晴議員	5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員
7番 西田健議員	8番 浦川圭一議員	9番 中村美穂議員
10番 安部都議員	11番 金子恵議員	12番 山口憲一郎議員
13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 安藤克彦議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 荒木秀一君	議事課 長 福本美也子君
係 長 江口美和子君	主任 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田愼一君	副町長 鈴木典秀君
教 育 長 金崎良一君	総務部長 青田浩二君
企画財政部長 村田ゆかり君	建設産業部長 山口新吾君
住民福祉部長 宮崎伸之君	健康保険部長 山本昭彦君
水道局長 渡部守史君	会計管理者 田中一之君
教育次長 宮司裕子君	企画財政部理事 荒木隆君
総務課長 大山康彦君	政策企画課長 中村元則君
財政課長 北野靖之君	

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 13時30分

閉会 14時08分

○議長（安藤克彦議員）

皆さんこんにちは。委員会審査、大変お疲れさまでした。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、議案第64号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例から日程第5、議案第68号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の5件を一括議題とします。

ただ今一括議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

金子総務厚生常任委員長。

○11番（金子恵議員）

それでは総務厚生常任委員会に付託をされました議案第64号から68号までの報告を行います。審査日は令和6年12月25日、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職および職員を招き審査を行いました。議案第64号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。議案第65号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。議案第66号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例は関連がございますので、一緒に審査を行いました。提案理由、主な内容として、町議会議員および三役の期末手当の支給割合について、特別職の国家公務員の期末手当に係る改定に準じ改正を行うもの。第1条は、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、総支給割合を3.45月分とするもの。また、第2条は6月および12月の期末手当に係る支給割合を平準化するため、それぞれ100分の172.5に改めるもの。附則として、第1条は公布の日から施行、令和6年12月1日から適用するものとし、第2条は令和7年4月1日から施行する。また、期末手当の内払いについて定めている。以上の説明がありました。主な質疑として、人事院勧告に基づき基本的には地方公務員もそれに準じた扱いをするということだと思うが、特別職国家公務員に準じて議員の分も準ずる必要があるのかの質疑に対し、人事院勧告がベースになる。特別職に関しても国家公務員の特別職がある。それをベースに毎年改定しているとの答弁でした。慎重に審査した結果、議案第64号は賛成多数で、また、議案第65号、第66号は、全会一致で可決すべきものと決しました。次に、議案第67号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告を申し上げます。提案理由として、人事院勧告の内容に準じ、町職員の期末手当および勤勉手当における支給割合、給料月額、各種手当の支給要件等を改定するもの。令和6年8月の人事院勧告において民間給与との格差を埋めるため初任給や若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料月額を引き上げ、期末手当および勤勉手当の支給割合を引き上げる改定がなされている。また、諸手当の見直しも図られ、長崎県人事委員会においても同様の改定がなされており、本議案はこれらの勧告に準じ、条例改正を行うものである。第1条は、職員の期末手当および勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分引き上げ、期末、勤勉手当の総支給割合を4.6月分に、再任用職員につ

いては、それぞれ0.025月分引き上げ、総支給割合を2.4月分としている。また、これらに加え給料月額を改定するもの。第2条は、令和7年度における配偶者に係る扶養手当を現行の6,500円から3,000円に、また子に係る扶養手当を1人につき1万円から1万1,500円に改め、管理職の地位にある職員が災害対応など緊急の必要により、平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給される管理職員特別勤務手当について、午前0時から午後10時からに拡大するとともに、再任用職員に対する住居手当の支給を新たに規定している。また、期末手当および勤勉手当の支給割合を平準化するため、6月および12月期の配分をそれぞれ改め、給料月額も改定する。第3条では、令和8年度における配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を1人につき1万3,000円に改めている。附則として、第1条は公布の日から施行、令和6年4月1日から適用するもの。第2条は令和7年4月1日から、第3条は令和8年4月1日から施行することとしている。また、給料の内払いおよび号級の切り替えについて定めた。以上の説明がありました。質疑としては、特記すべきものはありませんでしたが、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第68号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について報告を申し上げます。提案理由として、人事院勧告の内容に準じ、会計年度任用職員の報酬基準月額の改定を行うもの。令和6年8月の人事院勧告における給料月額の引き上げに伴い報酬基準月額を改定する。なお附則については、第1条は公布の日から施行、令和6年4月1日から適用するものとし、第2条は令和7年4月1日から施行、併せて給与の内払いについて定めている、との以上の説明がありました。こちらに関しても特記すべき質疑はありませんでしたが、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第64号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第65号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第66号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第67号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第68号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第64号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

私は、議案第64号につきまして、反対の立場から討論を行います。今議案は、人事院の特別職公務員に対する勧告に準拠する形で、議員の期末手当を増額する内容であります。これに先立つ今年4月から町議会議員の報酬は、報酬等審議会の答申を尊重する形で増額改定が行われました。答申の後段部分には、議会活動の活性化を期待する旨の言葉が記載されており、その言葉が脳裏から離れません。そのこともあり、この間、一般質問や議案質疑を自分なりに精力的に行ってきたつもりであります。あくまでも議会全体ではなく、私自身の議会活動、議員活動を振り返りますと、報酬等審議会の答申で期待された活動が私に果たしてできていたのか、住民の幸福度を高める結果を残せていたのか、振り返りますと、反省すべき点が多々あります。現状、私の議員活動に町民から高い評価をいただいているとは、なかなか実感できない状態です。さらに11月29日、内閣官房長官の記者会見によりますと、人事院勧告どおりの決定がなされたものの、閣僚については、現下の諸情勢を鑑み当分の間、据え置くとしております。現下の諸情勢とは何を意味するのかは定かではありませんが、恐らく食料米を初めとする食料品やガソリン価格などの物価高騰と国民の給与、賃金の実態をみて、国家行政のかじ取りを担う閣僚は、据え置きを決定したものと推察をいたしております。長与町議の報酬については、今なお低い水準にあり、私は議会のためにも引き上げの余地はまだあると思っております。しかしながら、先ほど述べましたとおり4月に議員報酬が引き上げられたこと、私自身の今年の議会活動、議員活動の反省、また、食料品やガソリン価格などの物価高騰と国民の住民の給与や賃金の実態を考えた結果、今回の期末手当増額を受けるには、ちゅうちょの念が払拭できません。よって、本議案に反対をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありますか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

私は議案第64号につきまして、賛成の立場から討論いたします。長与町議会議員の報酬は、本年3月定例会で可決された同条例の改正によって、24年ぶりに改定され増額されました。そのときの改正案については、私は反対いたしました。採決時の反対討論の中でも明確に言及しておりますとおり、増額すること自体には反対していません。報酬が据え置かれていた24年間の間に物価も消費税も大きく上がっていること、公務以外の議員活動に係る全ての経費が私費であること、町議選が断続的に無投票になるほどの議員の成り手不足の解決につながる可能性があることなどから、議会運営委員会による議員報酬に関する事例のアンケートにも、増額の方角で見直しをすべきと回答したことも討論で当時言及しております。前回の報酬増額改定の反対は、町民への説明

不足や町長選前というタイミング、そして、全議員での合議および合意形成を経ることなく、議長から町へ特別職報酬等審議会の開催が依頼されていることへの疑義など、いわば増額の提案までのプロセスが容認できないことから反対をいたしました。しかしながら、市議会議員や県議会議員のような政務活動費もない中で、増額後の現在の本町議会議員の報酬額そのものは妥当なものと考えており、その上で、今回の改定はあくまで報酬額ではなく期末手当の支給割合についてであり、物価が上昇を続けている今般の社会情勢を反映し、公務員給与を増額すべきとした人事院勧告を反映することは妥当なものとして判断いたしました。本議案に賛成といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第64号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第65号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第65号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第66号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第66号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第67号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第67号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第68号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第68号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第69号令和6年度長与町一般会計補正予算(第6号)から日程第10、議案第73号令和6年度長与町水道事業会計補正予算(第1号)の5件を一括議題とします。

ただ今一括議題とした議案について委員長の報告を求めます。

金子総務厚生常任委員長。

○11番(金子恵議員)

それでは議案第69号令和6年度一般会計補正予算(第6号)の総務厚生常任委員会に付託されました部分の報告を申し上げます。提案理由として、今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億6,706万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億9,572万9,000円とするもの。総務部総務課では、人事院勧告に基づく人件費を増額計上。その他、補正予算給与費明細書を基に説明を受けました。企画財政部財政課では、財源調整として繰越金6,728万6,000円を計上。政策企画課では、新図書館等複合施設事業費の見直しを行い、建設工事費の総額を変更前の19億3,210万4,000円に2億5,789万6,000円増額し、21億9,000万円としました。また、令和6年度は、監理費と建設工事費を合わせ3億5,775万8,000円を計上していたが全額減額し、令和7年度および8年度予算で改めて計上することとしている。債務負担行為補正に関しては、補正前の額に増額事業

費の2億5,789万6,000円と今回の減額分3億5,775万8,000円を加え、22億5,744万9,000円に変更した。住民福祉部福祉課では、低所得世帯支援給付金事業費1億1,262万7,000円を計上。これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する。以上の説明がありました。主な質疑として、企画財政部では、債務負担行為の期間が補正前は令和7年度、補正後は令和6年度となっているが理由は何かに対し、補正前の予算の段階でも令和6年度中に入札契約を予定していた。歳出予算が計上されていたのは、前払い金として支出する見込みであったということである。補正後についても令和6年度中に入札契約をしたいという予定は変わらない。その場合、このような今後の債務負担額総額を設定していないと入札契約ができないということにもなる。今回の債務負担行為自体も予算の一部で、単年度予算主義の一つである。今年度設定することで、今年度の入札契約ができるとの答弁でした。次に、再度不落になった場合はどのような処理をするのかという質疑に対し、不落になった場合は、その原因等によって再度公告入札を行うかということについて、再検討の必要がある。よって、再検討後に改めてスケジュールを立て、それに沿った形で予算執行も行っていくということになると思う。との答弁でした。次に、住民福祉部では、低所得世帯支援給付金は、可決後どのようなスケジュールになるのかに対し、制限付き一般競争入札を予定しており、委託契約を結ぶ。1月末に契約がスムーズに進めば、その後、確認書の発送等を進める。支払い事務をするまでに2、3週間かかると思うので、最初の支払いは早くて2月下旬ぐらいになると想定している。との答弁でした。総務部、健康保険部、議事課では、特記すべき質疑はありませんでした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号令和6年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について報告を申し上げます。提案理由として、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ178万7,000円を追加し、補正後の総額を45億2,285万6,000円とするもの。今回の補正は、全て人事院勧告の内容に準じた会計年度任用職員報酬等の差額支給に伴う補正となっている。以上の説明がありました。主な質疑としては、特記すべきものはありませんでしたが、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご報告を申し上げます。提案理由として、今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ12万7,000円を追加し、補正後の総額を7億3,428万3,000円とするもの。全て人事院勧告の内容に準じた会計年度任用職員報酬の差額支給に伴う補正である。以上の説明がありました。主な質疑として、特記すべきものはありませんでしたが、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。次に、議案第72号令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、報告を申し上げます。提案理由といたしまして、今回の補正は、保険事業勘定において既存の予算総額に歳入歳出それぞれ172万2,000円を追加し、補正後の総額を33億9,37

2万1,000円とするもの。介護サービス事業勘定においては、予算総額に変更はない。全て人事院勧告による増額分である。以上の説明がありました。こちらも特記すべき質疑はありませんでしたが、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第69号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に議案第70号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第71号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第72号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

中村産業文教常任委員長。

○9番（中村美穂議員）

皆さんこんにちは。令和6年第3回臨時会におきまして、産業文教常任委員会に付託された議案について報告いたします。審査日は、令和6年12月25日、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員を招き審査いたしました。議案第69号令和6年度長与町一般会計補正予算（第6号）の本委員会の分割付託分の提案理由、主な内容は、食材費の高騰に伴い3日分の給食提供が難しい状況となったため、賄い材料費を増額するもの。増額分には、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、保護者の負担軽減を図る。また、人事院勧告に伴い、会計年度任用職員の報酬額等を増額補正する。以上のような説明がありました。主な質疑といたしまして、建設産業部の産業振興課では、特記すべき質疑はありませんでした。教育委員会学校教育課では、3日分の食材費は、小学校、中学校、それぞれ何人分ずつになるのかに対し、児童生徒分のみの小学校2,368人、中学校1,047人で、教職員分は入っていないという答弁でした。物価高による来年度給食費の値上げはあるのかに対し、1食当たり20円から30円程度の値上げは必要だと検討しているが、1月の学校給食運営委員会で審議し、その結果を受けて定例教育委員会で審議、決定していくという答弁でした。公会計にしたメリットとして、年度途中で食材費高騰分は、一般財源で補填する考えはないのかに対し、一般財源で不足分を負担する考えはなかったが、選択肢の一つとして今後検討していくという答弁でした。生涯学習課では、特記すべき質疑はありませんでした。以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第73号令和6年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）の提案

理由、主な内容は、人事院勧告に基づく職員給与費を314万7,000円増額するもの。以上の説明がありました。主な質疑は、特記すべき質疑はありませんでしたが、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第69号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第73号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第69号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

15番、西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

議案第69号で総務厚生常任委員会に付託された分の賛成の立場で討論をいたします。本案の中に含まれている複合施設建設についての債務負担行為補正や予算案についても総務委員会で、昨日慎重に審議をいたしました。委員の中からさまざまな質疑が出てまいりました。その中で複合施設設計変更についての質疑の中で資料を示されることなく、委員の質疑に応じた説明で答弁するようなことで済まされましたことは、残念でした。私たち議会は、議会特別委員会を設立し、さまざまな検討、思案の過程で、執行側と丁丁発止、より良いものを作ろうと努めてまいりましたが、今回建設のために実施した入札不落という結果を受けて、察するに建設原価削減の設計変更に至ったと思いますが、この件においても説明の資料は何も示されることはなく、口頭での説明は残念でありました。今回の複合施設建設価格改定は、インフレスライドによるところの説明を受けましたが、現時点でのインフレスライドで、今後物価上昇機運の中、どれくらいのインフレスライドが起きるのか想像もできません。現在進行中の万博会場建設に伴う追加予算の繰り入れのようなことになるのではないかと危惧もいたしております。また、令和5年から令和8年にかけて高田南土地地区画整理事業、長崎市と共同の水道施設の起債借入れが集中をいたします。起債残高は、令和8年にピークになり140億円にも達します。また令和7年から令和11年にかけても、高田南、もし建設が始まれば複合施設、水道出資債の元利償還が重なります。元利償還は令和10年度がピークに達し、16億5,300万円にもなります。これは主なものだけで、他にも償還はあります。このような債務は、町民一人当たり年間34万円が重くのしかかります。町民利用率4～5%の図書館利用率のために、また、車で入りにくい、出にくいというわさをされる複合施設建設で、さらに町民に債務償還を強いるのでしょうか。もう一度再考を促します。本来建設を全く否定するものでもなく、時期を再考してはというものであるとして、賛成

の立場の討論といたします。以上。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

10番、安部議員。

○10番（安部都議員）

議案第69号令和6年度長与町一般会計補正予算（第6号）に賛成の立場で討論いたします。本議案は、人事院勧告に基づく人件費の増額がほとんどであり、その他低所得者世帯地方創生交付金、子ども子育て支援金、新図書館複合施設、地方債補正と債務負担行為補正がありました。債務負担行為の差額6億565万4,000円は、本町の一般財源166億円に対し、無理のない債務負担行為であり、当局もさまざまな協議の結果、吟味し打ち出したものと拝借いたします。現在の社会状況を鑑みてもやむを得ない債務負担行為であると考えます。物価高騰、物資の高騰、人件費の高騰や流通の高騰など、さまざまな要因が絡み出し、致し方ない現状であることは、住民も理解されることだと拝借いたします。新図書館建設当初から40年来待ち続けてきた町民の新図書館における思いや願いは、これ以上、遅延させることはできません。入札や工期の遅れを取り戻し、計画予定どおり令和9年4月に開館できるよう、町民は待ち望んでいることと思います。今後も無理のない地方債や財政の運営を行っていただき、町民が期待する新図書館複合施設となるようお願い、本議案に賛成といたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第69号令和6年度長与町一般会計補正予算（第6号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第70号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第70号令和6年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第71号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第71号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第72号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第72号令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第73号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第73号令和6年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定しました。

これにて会議を閉じます。

令和6年第3回長与町議会臨時会を閉会します。

(閉会 14時08分)